

平成 26 年 3 月

生徒及び保護者の皆さんへ

大阪市教育委員会

大阪市奨学費の取扱いについて（お知らせ）

平成 26 年 4 月入学生より学年進行で、国の国庫補助制度として「奨学のための給付金」（いわゆる「給付型奨学金」）が創設されました。大阪府では、この国庫補助金を受けて、公立学校生徒に対して「大阪府公立高等学校奨学給付金」、私立学校生徒に対して「私立高等学校等奨学給付金」が創設されます。

大阪市では、これまで大阪市独自の制度として、市民税非課税世帯を対象として「大阪市奨学費」（公立・私立学校とも）を支給してきましたが、今般、国の制度として「（いわゆる）給付型奨学金」が創設されたことを受けて、大阪府の「大阪府公立高等学校奨学給付金」及び「私立高等学校等奨学給付金」を優先して適用することとし、「大阪市奨学費」の支給額を調整（一部支給停止、または全額支給停止）させていただきます。
（なお、大阪府以外から「（いわゆる）給付型奨学金」の支給を受けられる場合も同様の扱いとします。）

つきましては、奨学金（奨学費）の支給を希望される方は、大阪府の「大阪府公立高等学校奨学給付金（公立学校）」、「私立高等学校等奨学給付金（私立学校）」と、大阪市の「大阪市奨学費（公立・私立学校）」の両方に申請していただきますようお願いします。なお大阪府の「大阪府公立高等学校奨学給付金（公立学校）」、「私立高等学校等奨学給付金（私立学校）」の支給限度額が、大阪市の「大阪市奨学費（公立・私立学校）」の支給限度額を上回る場合（「23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で第2子以降の高校生がいる世帯で、全日制・定時制の高等学校等に在学する生徒」の場合）は、「大阪市奨学費」は全額支給停止となりますので、「大阪市奨学費」の申請を行う必要はありませんが、全額支給停止になるのかどうか、ご自身で判断できない場合は、「大阪市奨学費」の申請を行っていただいても差し支えありません。一部支給停止になるのか全額支給停止になるのかについては、審査を行った後、結果をお知らせします。

※大阪府・大阪市ともに現在、予算案の段階ですので、今後、予算確定後の給付となります。

「大阪府公立高等学校奨学給付金」（公立）及び「私立高等学校等奨学給付金」（私立）支給額一覧、並びに「大阪市奨学費」（公立・私立とも）支給額調整一覧（年額）

世帯状況		課程	大阪府公立高等学校奨学給付金	私立高等学校等奨学給付金	大阪市奨学費
非 課 税	生活保護受給世帯		32,300円以内	52,600円以内	生活保護受給世帯は支給対象外。
	第1子の高校生がいる世帯	全日制	37,400円以内	38,000円以内	入学資金 35,000円以内（全額支給）。
		定時制	37,400円以内		学習資金 72,000円以内（年額）は、大阪府の奨学給付金支給額を差し引いた額を支給（一部支給停止）。
世 帯	23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で第2子以降の高校生がいる世帯	通信制	27,800円以内	28,900円以内	
		全日制	129,700円以内	138,000円以内	入学資金 35,000円以内（全額支給）。
		定時制	129,700円以内		学習資金 72,000円以内（年額）は、通信制については、大阪府の奨学給付金支給額を差し引いた額を支給（一部支給停止）。
		通信制	36,500円以内	38,100円以内	全日制・定時制については、全額支給停止。

※ 大阪市奨学費（入学資金・学習資金）については、領収書等の証拠書類を提出していただき、大阪市教育委員会が認定した金額を支給限度額の範囲内で支給します。

※ 大阪府・大阪市ともに現在、予算案の段階ですので、今後、予算確定後の給付となります。